

(件名) 国から資金を受けた時の実績報告書に契約書や領収書などの添付が求められていない事例があり、公金支出の不正が組織的に可能になっている可能性があるため、実績報告書に契約書などの添付を必須とすることを求める陳情

(陳情の趣旨)

指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクトに関して、JOGMECへの問合せの結果、実績報告書に入札関係資料や契約書、領収書などの添付をするかどうかは、補助を受けた側の判断で決まっていることが明らかになりました。九州経済産業局への実績報告書にも、会計文書を添付していないと指宿市は回答しています。このような状況が鹿児島県を始めとした自治体と国との間で常態化している可能性があります。

各種監査で、契約書、領収書などの確認は必須です。これがされていないことは監査の信頼性が根本から損なわれることであり、公的部門における公金支出の不正が制度的に可能になっているように見えます。

添付書類1：JOGMECとのメールの18枚目には、

>実績報告書には、必ずしも入札調書や各種会計書類などの全ての証票類の添付を求める訳ではありません。

とあり、26枚目には、

>JOGMECでは実態として、実績報告書類に入札調書や契約書、領収書などの会計書類を添付するかどうかを助成を受けた側の判断に任せているということが伺えますが、そういった解釈でいいのでしょうか。

に対し、

>ご認識のとおりです。

と回答がされ、続いて、

>「実施細則」に記載されている様式7で「実績報告書」の内容が決められているようですが、これには根拠書類として契約書や領収書を含めるかどうかについてさえ記載がありません。これでは、確定検査など行うことができないと思われませんが、このような状況が平成24年の地熱に関する助成が開始された時から続いているのでしょうか。

>また、最も肝心なことですが、JOGMECは助成を受けた法人などから各種の会計書類（入札に関するものや契約書、領収書など）の提出を求め、かつ、それを検査することをしてきているのでしょうか。

については、

>平成24年当初から契約書や領収書を含めるかどうかの記載はありません。

とあり、JOGMECの実施細則自体が、確定検査の対象である実績報告書に各種会計書類（入札に関するものや契約書、領収書など）の添付を求めています。

また、添付書類2：公文書不開示等決定通知書（指産観第29号1平成31年4月26日）では、「決定の理由」欄に

>「指産観第522号1で開示決定した実績報告書に契約書、会計書類の添付はない。と書かれています。

この実績報告書は「地熱の恵み」活用プロジェクトに関する九州経済産業局局長宛てのものであり、経済産業省もJOGMEC同様、補助金を支給した先からの実績報告について、各種会計書類の提出を求めているように見えます。

以上の趣旨により、下記を陳情します。

- 1 鹿児島県がJOGMECなどの独立行政法人や国の各省から受けた補助金・助成金について、その実績報告書に各種会計書類を含めているかどうかを議会の場で明らかにすること。
- 2 鹿児島県が県内の各自治体へ支給している補助金・助成金等の実績報告書に、各種会計書類の提出を求めているかどうかを明らかにすること。
- 3 国に対して、国費の支出に関して、募集要項などに各種会計書類の提出を明記して、各種帳票類をそろえることで不正に対する防止を徹底することを求めること。

以上

(添付資料省略)